

公益財団法人 公益法人協会 第64回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 令和3年9月29日(水) 10時～12時9分
- 2 開催された場所 仏教伝道センター7階「見」
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名
(会場出席) 片山正夫、清水肇子、鈴木勝治、田中 皓、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、長沼良行
(オンライン出席) 太田達男、高宮洋一、早瀬 昇、蓑 康久、山岡義典、渡邊 肇
(欠席) 浦上節子、岸本幸子、橋本大二郎
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子(以上、オンライン出席)
(監事欠席) 平川純子

5 議 題

決議事項

第1号議案「『役員等候補選出委員会へ提出する評議員候補者名簿』の承認」の件

報告事項

- ① 学校法人ガバナンス改革と公益法人制度
- ② 「公益法人のためのESG投資研究会」の設置及び特別講演会の開催
- ③ 「訪米調査研究ミッション」準備状況
- ④ 「東アジア市民社会フォーラム」の開催動向
- ⑤ 改正「公益通報者保護法」指針の公表
- ⑥ 令和4年度税制改正要望の提出
- ⑦ 内閣府「公益法人の会計研究会」ヒアリングへの対応
- ⑧ 「マスコミ懇談会2021」の開催
- ⑨ 新型コロナウイルスの感染防止と当協会の対応状況
- ⑩ 創立50周年記念事業の募金状況
- ⑪ 当協会Webサイトの改修予定
- ⑫ 財務及び会員の状況
- ⑬ 法人管理(社内コンプライアンス報告)
- ⑭ 2021年6月以降の職務執行の状況
- ⑮ その他報告

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、オンラインでの出席を含めて理事総数15名中12名が出席、3名は欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認した。また、オンラインミーティングツール(Zoom)により、オンライ

ン出席者とは互いに音声即時に伝わること、適時的確な意見表明が互いにできることが確認され、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき両宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、両宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事及び中田監事とし、議案の審議に移った。

○決議事項

第1号議案「役員等候補者選出委員会へ提出する評議員候補者名簿」の件(承認事項)

理事長より次の議案説明があった。説明によると評議員総数は現在25名であるが、うち1名から辞任の申し出があったので、後任候補者の氏名を掲載した評議員候補者名簿につき本理事会で承認を得た後、いずれも決議の省略の方法にて役員等候補選出委員会、次いで臨時評議員会に提出して選任を諮りたい、とのことであった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(襄理事) 承認の手続きの中で、決議の省略の方法による役員等候補選出委員会となっているが、同委員会に関する規程ではみなし決議に係る規定が見当たらないので確認したい。

(鈴木副理事長) 決議の省略の方法云々については一般法人法に規定されているが、役員等候補選出委員会は公益法人協会内部の私的な機関であり、一般法人法の適用を受けるわけではないので、社会慣習に従ってやっているということである。ご指摘のように規程上、明記されているわけではない。

(襄理事) 役員等候補選出委員会規則は評議員会で制定したと思うが、今後は決議の省略の方法について規定しておいた方がよいのではないか。

(鈴木副理事長) 規定した方が明解かもしれないが、一般法人法で規定されていることが世間一般に慣習化されていれば規程に入れる必要はないかと思う。最初にこの規程を作った時はまだ一般法人法が一般的に流布していなかったもので、むしろそこに入れることに違和感があったが、現時点では入れても良いかも知れない。しかし入れなくても特に選出の効果がないということでもない。考えてはみたいと思うが、入れなくはいけないとは考えていない。

(襄理事) あくまで個人的な意見だが、みなし決議はかなり異例な方法なので委員会運営を明解にするため、入れた方が良いのではと思う。

(太田理事) 役員等候補選出委員会規則を作った当事者として、今から考えるとこのような規定ははっきりと入れた方がよかったかなと思う。これまで決議の省略の方法によってやることもあったが、襄理事のご指摘のように今後は規程にはっきり入れた方がよりすっきりするだろうと思う。

(田中理事) 事務的な話だが、今回選任される候補者の任期は前任者の任期満了に合わせず、常に4年に制定しているのか。

(鈴木副理事長) 事務処理というより定款上そうになっている。むしろ前任の任期を引き継ぐためには、そのことが定款に定められていなくてはならない。評議

員の任期は、選任されてから4年ということで、選任された場合一本一本それぞれの役員の任期が走る、という前提でやっている。

(田中理事) 了解した。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

以下①～⑮の項目につき、担当理事より報告があった。

① 学校法人ガバナンス改革と公益法人制度(雨宮理事長、鈴木副理事長)

公益法人のガバナンス強化に関する有識者会議は昨年12月で一応終了し結論がまだはっきりしていないが、そのような中、急に学校法人のガバナンス改革が開始された。本年3月19日、「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」の結果が報告され、6月18日「経済財政運営と改革の基本方針2021」の中で「学校法人のガバナンス改革会議」を設けて検討を行うことが閣議決定され、7月19日より「学校法人のガバナンス改革会議」が発足し検討が開始されている。なお、本会議は私立学校法の改正がミッションである。学校法人のガバナンス有識者会議においては、先行する公益法人のガバナンスの有識者会議の結果について参考とすべき事項として(1)公益認定法人制度の見直しに係る法改正案も参照し、制度や運用の詳細の検討、(2)評議員による役員の責任追及の仕組みのあり方の検討、(3)理事会におけるモニタリング機能の強化の検討、(4)会計監査人による会計監査の義務付けの検討等を挙げており、平たく言えば公益法人の制度改革をそのまま取り入れるようである。引続き行われるガバナンス改革会議の方には、会議体の委員に弁護士が中心となっていることから立法化の検討という会議の方向性が示されているが、7月から9月の間にすでに6回の会議が開かれ議論が進んでいる。立法化スケジュールについては、制度改正の改正案を令和3年中に取りまとめ令和4年に立法化を図ること、また、公益法人については令和3年中に条文化作業と法案提出、とされており、後者についてはその事実が本当とすれば、驚きである。内閣府に確認したところ、そのような事実はないとのことである。このような学校法人のガバナンス改革に対し、われわれ公益法人協会はどうするか、対岸の火事と見逃すことはできないが、どういったところにアプローチしていったらよいか、本件は決議事項ではないが、ぜひご意見をお伺いしたい。以上であった。

次の質疑応答があった。

(太田理事) 今日初めて私立学校の問題について伺ったが、非常に驚愕している。この私立学校法人の改革については公益法人の認定法の新たな改革案を参考にしながら親和性を保って改革をしていくということを行っているのだと思うが、一方、少なくとも私の感覚では、自民党から出た公益法人制度改革は、山野目委員会が一応検討して去年12月に報告書が出たが、一種のガス抜き、つまり塩崎議員の反応に対するガス抜きで一応形を整えたものであり、本当に認定法を改正する方向には動いていなかった。これは言わば逆流現象。こっちを来年3月までに法案提出すると書いてある以上、本丸の公益法人の方も作業が進んでいくという危険性

がある。一方、法律案としての考え方としてまで山野目委員会の報告書が昇華しているという事実を認識していないので、対岸の火事みたいなことだがすぐにふりかかってくるのではないかという懸念も抱く。そのために、公益法人協会として認定法の改悪、改正についてどのように対応されるのか、ぜひお聞きしたい。もう一つ、私の感想になるが、私立学校法人の方からの意見は、ガバナンス改革に関する意見等にまとめておられるが、これは公益法人制度改革の時にも一部の非常に保守的な法人からこのような意見が出た記憶があり、20年前くらいの意見が出てきたなという思いでいる。

(雨宮理事長) 公益法人協会としてこれからどうしたらよいのかというご意見を伺いたいが、実際に水面下で、もしかすると法案ができ始めているという可能性も高いので、これには少し厳しめな対応をしないと、公益法人の人たちが全く知らない間に改正されていくことについては大変疑義を抱いている。

(鈴木副理事長) 私立学校の対応が10年乃至20年前の公益法人制度改革の対応の時に似ているという話があったが、それはそうだが、YouTubeをご覧いただければ分かるが、非常に粗雑な議論が行われており、私立学校の方から見ると、不祥事が起きた時、これに対して何らかの形で対応するとして、それに対して評議員を強化すればできるのかということは何人も疑問に思っているところだと思う。我々も山野目委員会の時も不祥事が多発しているということで議論が始まったが、評議員に責任追及を認めるとか、公認会計士を会計監査人に置くことによって、若干は不祥事が減るかも知れないが、不祥事がなくなるわけではない。私立学校の方もそれを言っているのだと思う。なぜ評議員が必要かという問いに対し、某弁護士がモンテスキューの三権分立という考え方は永遠不変の理屈だとか言うので大変驚いた。三権分立は政治の話だし、そもそもモンテスキューは大学の政治学では、歴史的な話に過ぎない。今回の改革の目的である不祥事の対応、それに対抗するために評議員の権限を与えるという対応は、必ずしも十数年前の公益法人改革時の対応とは違うのではないか。さらに基本的に違うのは、日本の大学が劣化し世界に伍して研究やいろいろなことができている、したがって日本の大学を良くするにはまずガバナンスを良くするのだという話は、大学の能力が現在は欧米に劣っているのかも知れないが、ガバナンスとは必ずしも関係性はない。特別の回(第3回)において富山和彦氏が講師で話をしたが、ローカル大学とグローバル大学に分けるとか、規模によって分けるとかいう大きな話をしている。また、私立学校の中には幼稚園から大学まであるところもあるが、幼稚園だけのところもありそこにも一律評議員を置くのかという話になり、幼稚園に評議員がなぜ必要なのかという率直なご意見が出ている。山野目改革でも議論になったが、果たしてそういう人材がいるのか、会計士や弁護士は有償を前提としており、貧乏な中でやりくりしている学校法人がそのような人を雇えるのかという素朴な反応もあり、現状を守るがためにだけ言っているということだけには思えない。委員の各先生が恰も子供をあやすような言い方をしており、個人的には非常に憤慨した。

日本の審議会のレベルはこんなものかと思う一方、恫喝をしてまで政策を変えていくような場なのかと驚いた。検討の仕方もおかしいのではと思う。

(雨宮理事長) 評議員については選任について法律の定めもない。これを改正するのかどうかという問題もある。営利会社や組織に専門の方を入れるのは当たり前なのに、と恫喝めいた言い方をしており、有償でそのような人たちを雇わないと不祥事は起こり続けるといわれるのは、たまらない話である。税の優遇を受けている公益法人等、と全部一緒くたで、ガバナンスが問題だから外部理事や外部評議員が必要、それは当然だ、という言い方をしていたのは問題だと感じた。このまま何もしていないでいると、密かに法案ができて国会に上程される可能性がないとも限らない。

(片山理事) 学校法人の監事をやっている。学校法人の評議員は元・校長先生が入っていたり、影響力のある卒業生、職員などが入ったりしている。このメンバーのまま制度を変えてもガバナンス効果は生まれにくいと思う。ただ、卒業生や地元の有力者を中心に構成するのも学校法人の一つの選択かもしれない。保守的というか、閉鎖的と言えば閉鎖的だが。現状は、理事は全員評議員を兼ねていたり、理事会・評議員会は一緒にやったりしており、評議員会は諮問委員会的な立場であるが、会議体の性格を変えてもメンバーが同じなら同じことが起きる。制度の改革だけでは効果がなさそうな感じがする。

(高宮理事) われわれ公益法人界に対してやっていたのと、同じような懸念がある。角を矯めて牛を殺すという言葉があるが、委員のメンバーを見てもかなり細かいところまで検討を深めていって無理な重装備を要求している。結局は牛が死んでしまう、弱ってしまうという懸念がある。しかし、この動きに対してわれわれが論戦をしかけていくのは難しい。とっかかりもないし、直接言える立場でもない。既成事実として公益法人界の議論はすでに深まっていると前提の一つとされているところが、われわれのとっかかりとなるのではないか。言われるほどの進捗はないはずではないかというところを足掛かりに、質問状を出すなりして関わっていくのはどうか。おのずから議論を展開するテリトリーについて、よくよく気を付けてやっていくことかと思う。不祥事が出ていることは確かである。日大の問題もある。

(渡邊理事) 公益法人界としては発信をした方がよいかと思う。公法協の皆様を考えていただくことになると思うが、確かにこれは学校法人の話で、公益法人の問題ではないので、細かいことや内容に突っ込むのは難しいと思う。一つ大切なことは、公益法人と学校法人の関係の中で、なぜ発信するかという立場を明確にするということではないか。近所の方が何か言っているみたいになってしまうのは違う。近所は近所だが、民間の非営利セクターの仲間であり、隣接しているが当事者ではなく関係する立場、ということを確認に示した上で、かつあまり細かい所には踏み込まず、高宮理事が仰ったように、われわれとどこが関係するか、あるいは今回のやり方そのものの話にとどめ、若干利己的ではあるが、学校法人の立場ではなく公益法人の立場で、世の中の方に分かってもらえるような共感を得られるような発信が望まし

いのではないかと。非常に抽象的な意見だが。
(雨宮理事長) まだこれから議論が必要であると感じており、今後も引き続きご意見を伺いたい。

② 「公益法人のためのE S G投資研究会」の設置及び特別講演会の開催(鈴木副理事長)

公益法人界におけるE S G投資の事例研究や提言を行うべく、学識経験者・専門家及び実務家等によるE S G投資研究会を立ち上げる。今年10月から来年3月までの第1フェーズで、公益法人を中心とした非営利セクターを対象に、資産運用の実態とその課題、さらにE S G投資への取り組み状況、E S G商品の事例研究等を行い、来年4月から再来年3月までの第2フェーズで、公益法人向けの資産運用手段の検討、公益法人向けファンドとしての「私募投信」「合同運用金銭信託」「ファンドオブファンズ」等の組成の具体的検討を行う予定であるが、これはあくまでも予定であり、特に第2フェーズは、第1フェーズの研究の過程で、既存の商品ではどうしてもだめで、困難はあっても公益法人向けの商品をつくりたい、などの機運が高まらなければ難しいと思われる。10月4日に第1回を、それ以降は毎月開催し来年3月に報告書を取りまとめる予定である。委員には、商品を提供している証券会社、信託銀行のほか、すでにE S G投資を行っている法人など応募ベースで希望があった人をお願いした。また、E S G特別講演会を企画し、10月15日13時30分～、E S G投資の第一人者である、高崎経済大学学長の水口先生他をお迎えしご講演いただくが、4、5年前に公法協が実施した資産運用のアンケート結果を資産運用の実態とし、これに現状認識を加えた上でE S G投資を考えるという企画である。ハイブリッド方式で開催するので、オンラインを含めるとすでに100名前後の申し込みをいただいているが、会場参加の枠は残っているのでぜひご参加いただきたい。

③ 「訪米調査研究ミッション」準備状況(鈴木副理事長)

報告によると、米国における小規模法人対策の概要等の調査のための訪米調査ミッションを、当初今年9月に派遣する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、来年3月に延期の予定としている。派遣までの間、10月以降は、引き続き参加者を中心に勉強会を重ね、充実したミッションとなるよう準備をしていきたい。

④ 「東アジア市民社会フォーラム」の開催動向(鈴木副理事長)

報告によると、第12回東アジア市民社会フォーラムを11月5日(金)に広東省珠海市にある北京師範大学珠海分校・人文社会科学高等研究院にて開催する予定である。従来は、日中韓の3か国から1か国が主催、他の2か国が共催、という形で開催していたが、中国の情勢が変わり、今回は中国が主催し、日韓は共催ではなく協賛として参加することになった。なお、日韓参加者はコロナの状況に関わらずオンライン参加である。テーマは「ソーシャルワークにおける市民社会参加の政策とその実践」。日本からは基調講演に堀田聰子氏(慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授)が、事例報告に湯浅

誠氏((特活)全国子ども食堂支援センター・むすびえ理事長)がそれぞれオンライン参加する予定である。

⑤ 改正「公益通報者保護法」指針の公表(鈴木副理事長)

報告によると、公益通報者保護法の改正は、昨年6月8日に成立し6月12日に公布された。施行は2年以内とされ、ガイドラインが出る予定と考えていたところ、8月20日に消費者庁よりガイドラインが公表された。しかしながら内容は抽象的で具体的にどうするのかはこれだけでは分からない。早ければ12月遅くとも来年春には具体的に事業者向けの指針みたいなものが出ると聞いているので、指針が出たら消費者庁の企画官を招き、公益法人としてはどのようなことをやったらよいか等の説明会開催を考えたい。

⑥ 令和4年度税制改正要望の提出(長沼理事)

報告によると、昨年度はコロナ感染症のパンデミックということもあり、大規模災害、天災発生時における指定寄附金設置の制度化ということを前面に打ち出した。今年度も構成としては踏襲しているが、相違点としては、貸与型奨学金消費貸貸契約に係る印紙税非課税の恒久化である。これは当協会が要望し2016年度に実現したものの一つであるが、3年ごとの延長措置となっており、その2度目の期限が来年3月で切れるので、恒久化を要望している点である。内閣府には7月19日に要望書を提出し、合わせて与野党の担当部署にも提出した。例年各省庁のとりまとめは8月末であるが、内閣府からはこの非課税措置について文科省と共同要望という形で挙げていただいたが、恒久化ではなく延長措置にとどまっている。

⑦ 内閣府「公益法人の会計研究会」ヒアリングへの対応(長沼理事)

報告によると、9月9日に内閣府の第48回会計研究会が開催され、正味財産増減計算書から活動計算書への名称変更に伴う検討事項についてヒアリングが実施された。当協会からは雨宮理事長、鈴木副理事長が出席し意見を述べた(スカイプによるオンライン開催)。会計研究会は2013年8月に設置され公益法人の会計に関する諸課題を検討していたが、令和元年度に、方向性として、正味財産増減計算書を活動計算書に名称変更することを結論づけている。令和2年度には名称変更に伴い内容の変更もするかどうか検討し、内容の変更も伴うものとして項目整理を行った。論点は3つ挙げられると思う。1. 指定正味財産から一般正味財産への振替処理の廃止。2. 指定正味財産、一般正味財産を拘束純資産、非拘束純資産という概念に変更する。3. 様式上の変更として、「一般正味財産増減の部」「指定正味財産増減の部」という縦に配置する区分から、「一般純資産の部」「指定純資産の部」として横に配置する。令和3年度においても引き続き令和2年度の報告をふまえて研究会を開催するということが決定されており、また検討においては学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとあり、今般のヒアリングとなったものと思われる。公益法人、特に指定正味財産がある法人、公益法人に資

金拠出を行う法人、学識経験者、都道府県の行政庁などが挙がっている。第1回目として公益法人協会と、慶応義塾大学名誉教授の会田一雄先生にヒアリングを行った。年度内に中間報告が取りまとめられる予定である。次年度以降は貸借対照表など他の財務諸表にも影響が出るので、それらに対する検討、認定監督との関係について中長期に亘るものになると理解している。当協会がヒアリングの際に示された項目は7項目あるが、当協会の意見のとりまとめに当たっては、税制・会計委員会、相談室の専門委員から意見を聴取し、当協会の意見として発表した。この骨子は、活動計算書の変更は名称変更にとどめていただいて、会計処理の考え方や様式は現状のままにさせていただきたいということに尽きる。この他に、変更に当たってはパブリックコメントや検討状況の説明会の開催を望むこと、コロナ禍で財政的な苦境にある特に公益財団法人に対して、一定の要件のもとに資本性劣後ローンを認めることについて要望を申し述べた。委員からの質問は、振替処理が分かりにくいということを知っているがどう考えるか、指定正味財産について、公益法人のガバナンス、自主性の強化を後押しするとはどうか、収益の区分に比し費用の区分についての具体的な事例を教えてください、などがあつた。近く議事録が公開されると思うのでご参照いただきたい。

⑧ 「マスコミ懇談会 2021」の開催(長沼理事)

報告によると、10月7日、港区の仏教伝道センタービルでマスコミ懇談会を開催する(Zoom併用)。報道関係者、当協会理事等が出席し、テーマとしては、公益法人のためのESG投資研究会発足、公益認定等委員会の動向(ガバナンス有識者会議、会計研究会ヒアリング報告、財団法人純資産300万円問題)等について報告し、意見交換を行う予定である。組閣のタイミングもあつてか、現在はメディアからの参加申込みが1名に止まり、個別出席依頼を継続している。

⑨ 新型コロナウイルスの感染防止と当協会の対応状況(長沼理事)

報告によると、まず対外的対応としては、相談室は電話相談を中心としているが、要望があつた場合にはオンライン相談を実施中である。内閣府受託相談会は緊急事態宣言の解除予定を受け、10月26日に今年度初回を開催することを決定した。各種委員会・研究会はオンラインを併用して開催し、インターンシップは前年度に引き続き大学生の実習実施を見合わせた。セミナーは会場型については感染予防策をとって実施し、Webツールによるオンラインセミナーも実施している。昨年4～8月と比較すると昨年度は41回実績で1,971万円、本年度は55回実施して2,329万円であり、350万円ほどの増収である。協会内の対応としては、時差出勤及び在宅勤務を継続中である。

⑩ 創立50周年記念事業の募金状況(長沼理事)

報告によると現在、個人12件、団体190件から、計983万円のご寄附を頂戴した。目標額まであと少しというところまで来ており、この場で御礼申し上げたい。記念シンポジウムについては2022年10月18日、会場は日本教育会館(神保町)での開催が内

定した。記念出版としては『公益法人の理論と実務』（仮題）を雨宮理事長を中心に執筆を開始し、『50年史』については太田会長が担当して、資料編とともに制作が進行している。

⑪ 当協会 Web サイトの改修予定(長沼理事)

報告によると、当協会では、Web サイトやメール環境でNTTコミュニケーションズのサービス(OCN)を使用しているが、今般同社より、基板システムをバージョンアップ、新サーバへの本年12月切替実施する旨通知を受けた。同社の更新自体はセキュリティ対策上必要なものであるが、新たな環境でのコンテンツの動作確認、メール設定確認、コンテンツに変更修正が必要な場合の費用は利用者負担である。当協会HPは前回リニューアルから10年を経過しており、現状のまま新環境へ移行すると作動しなくなるので改修が必要となる。しかし、本件の当年度予算措置はしておらず、翌期支払いとなるよう作業の延期交渉をしたものの、NTT側としては新旧の環境を同時に稼働させることは難しく、予定どおり本年12月に切り替えをすることとなった。移行調査を外部に委託し、期中発生 of 予算外案件であるので概算見積をさらに抑えることを念頭に、さらにトータル100万円は低減したい。

⑫ 財務及び会員の状況(長沼理事)

報告によると、会員の入退会状況について、9月末時点では純増11件。公益財団法人の入会が伸び悩んでいるが一般財団法人の入会が増加している。財務状況については、4ヶ月実績として経常収益9,800万円、経常費用600万円。経常増減額は前年同期と比べ300万円ほどのプラスである。事業別にみると、期間基準値の33%を下回っているのは出版事業、セミナー事業である。出版事業については、新刊(既刊本の改訂版)2点の発行が遅れている。セミナーは緊急事態宣言が解除されれば計画どおり実施となり回復していくものと期待している。

⑬ 法人管理(社内コンプライアンス報告)(鈴木副理事長)

報告によると、社内コンプライアンス委員会を毎半期ごとに開催し、報告を受けている。職員の残業時間については、新型コロナウイルス防止の影響で在宅勤務が増えたこともあり、前年比で3割方減っている。問題は、在宅勤務の際に業務が定時勤務時間内に終わっているかで、これはきちんと調べなくてはならない。他にパワハラ、セクハラはないと報告を受けている。課題としては、公益通報者保護制度の体制が12月にガイドライン等々が公表された後、どのように新たな体制をつくるか公法協を挙げて検討したい。また、在宅勤務が常態化することになるのかならないのか、それによつてはきちんとした規程・内規を整備し、残業代や通勤費の扱いを本格的に検討する必要があると考えている。

⑭ 2021年6月以降の職務執行の状況

上記 13 までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公 1「普及啓発」（出版、Web、国内外連携）及び公 2「支援・能力開発」（相談室、セミナー、機関誌、情報公開）が鈴木副理事長及び長沼理事、公 3「調査研究・提言」（各種研究会等、提言・要望活動）が雨宮理事長、鈴木副理事長及び長沼理事、「法人管理」（会員、社内システム、団体保険等）が長沼理事であった。

報告事項に関して、下記の質疑応答があった。

（太田理事）再確認したいのは、学校法人の問題。深くインボルブすることではないが、対岸の火事が大火事になってしまう恐れがある。良い方向での改正例えば収支相償の問題や小規模法人の特例扱いが実現すればよいが、あと半年で学校法人の改革と突き合わされて急遽公益法人制度の改悪が出ると大変なことである。ぜひ反対なら反対、改正するならこのような点をしっかりとしっかりやっていただきたい。

また、公益通報に係る報告があったが、これは消費者庁の法律改正で出てきたことだが、もう一つ改正労働施策総合推進法がある。主にパワハラ、セクハラについて、事業主としての周知啓発の義務、相談体制の整備、事後の対応など、事業主として対応すべきこと、法律的な義務が課せられたと思う。来年 4 月から中小企業でも義務化となるようだが、その対応はどのようにしているか。

（鈴木副理事長）後者の問題については、すでに通報者制度を持っている。すべてをカバーしているわけではないが、いくつかの項目については検討中である。これは社内コンプライアンスとしてというより、業務としてやらなくてはならないので対応する予定である。

（太田理事）対応していればよい。沿っているかどうかチェックをしていただきたい。

（養理事）ESG投資について。非常に結構だと思うが、ただ公益法人は規模が小さいところが多く投資活動は厳しいので、安全性、従来からの投資基準とのバランスに十分配慮するような形でやっていただきたい。また、前回も申し上げたが、訪米調査ミッション、意義のあることではあるが、十分Zoomでの対応は可能であるので費用、コストを削減することも考えていただきたい。会計のヒアリングについては、学校法人のほか、社会福祉法人、宗教法人などの非営利法人、公認会計士協会から非営利組織のあり方に対する論点整理など出ている。非営利法人の在り方をどう考えるか、つまり目的はどうあるべきか、対象はどうあるべきか、整理しておかないとその都度いろいろなものが出て対応しなくてはならないという問題が起こるのではという懸念がある。学校法人も社会福祉法人も、我々の認定とは違う、認可であると考えている。拠り所である法律が違う。小規模法人をどのように整理するかという問題もある。また、セミナーの実施状況、昨年度との比較は結構だが、コロナの影響により十分実施できなかつたと思うので、正常な年との比較をお願いしたい。ところで、50周年の寄附者一覧に、耕文社は100万円、とあるがどういう会社でどういう経緯での寄附か。また、Webの業者選定はどういった業者か知りたい。

（雨宮理事長）耕文社は印刷会社であり、先代の社長が公益法人協会の創業者、最初の理

事長である。『公益法人の理論と実務』に始まり、現在も月刊誌『公益法人』の印刷等を手掛けていただいている。

(菫理事) 非常にありがたいことだと思う。

(鈴木副理事長) ESGについては、ご指摘のとおり、証券会社の口車によって損失を出している法人も耳にしており、研究の必要はないのではないかと仰る方もいたが、そんなことは百も承知であり、プラス面マイナス面を含めて検討するものである。むしろそのリスク面を強調してください、と講師の方をお願いしているところである。また、訪米ミッションについてはWebで、とのことだが、実際、以外の中小非営利法人に対し、実際に訪問しないで感触を掴めるかということ、なかなか難しいと思われ、それは行くことに意味がある。ものの本を読んで分かったような気になっているのが今までの調査であった。今回は、実際に行って調査しようという話である。すでにファンディングも済んでいることであり、予定どおりやらせていただきたい。それから、非営利法人全体に対してどう考えるか、ということは非常に大きなテーマであり常に念頭にはあるが、少なくとも会計に関しては全然別もの話であり、それぞれの組織に応じた形態を採用しているので、それを統一化しようという公認会計士協会のアイデアに、現時点では乗る必要はないのかな、と考えている。

(長沼理事) Webサイトの業者は現在調査段階ではあるが、外部業者は、協会内システムやサーバの保守等をお願いしている、コンシストという株式会社である。

(雨宮理事長) 鈴木副理事長は公認会計士協会が非営利法人のモデル会計基準のような形の取り扱いについて言及したと思うが、全部一緒になければいけないかという点は、それぞれの規模等を考えると一緒になくてもいいのではないかと私も考えている。

(中田監事) 会計に関して一言。私は会計に関する研究会のメンバーであるが、公益法人協会が主張する、現状維持が良い、法人ごとに違うんだから会計基準は違っていいという主旨は、現場の意見としてよく分かる。ただ、会計の立場から言わせていただくと、非営利に限らず、企業会計も含めた全世界的な会計の流れとして、コンバージェンシーというものがある。統一的にやらないといろいろな比較ができない。会計は比較することを拠りどころとしている。企業や非営利は組織体が違うので、一社一社違う会計基準でやればいいというのは極端な意見だが、組織的に同じところはまとめてやるべきだ、そうしないと組織体同士の比較ができない、というのが企業会計の論理。非営利も企業も、ある程度同じ経済環境からの影響を受けるだろう、共通の点はあるはずだという認識である。企業会計としてもんでできた会計基準は、企業の実態を数値化するが、非営利法人にも参考になるところはあるはずだ。だからイコールでいいとは言っていない。非営利法人は、公益法人、社会福祉法人、いろいろな形態があるので、それぞれにおいて企業会計はこうだけど公益法人はこうだよねというところは必ずあるが、共通の知見は会計に盛り込む工夫はしましようということである。現場で、会計上のガバナンスについてどう考えるかと聞いたら、鈴木副理事長のお答えは、法制上のガバナンスをやればよくて、会計上のガバナンスには触れられなかった。寄附者からもらったお金は普通のお金と違う、これをどう運用するか表わすのが会計上の

ガバナンスであり、一番大切なところである。縦にあるのが分かりづらいというのは、企業会計に携わっている人からの声が多い。公益法人協会として考えておかなければならないのは、二点あり、①公益法人としてはここだけは譲れないのでこうして欲しい、という具体的な提案、考え方の整理、そして②会計基準の変更を考えている人たちは、小規模法人のことを全く考慮していないので、小規模法人のことをどう盛り込んでくれるのかということを中心に主張すべきである。この2点を主張していかないと、このまま流されて行ってしまいそうな気がする。私は研究会の中にいるが、確かに小規模法人への配慮が全くない。一度、小規模法人のことを議論したことがあるが、結局、税務と結びついている会計なので、公益法人が公益目的事業を非課税としたあの時点で収支相償のクリアが絶対となり、会計基準も譲れないものとなった。小規模法人だからといって特別な措置をすれば、非課税を撤廃される可能性があり、会計基準を変えられないという状況になっている。したがって小規模法人はアンタッチャブルなテーマになっているが、それについてもここで解決策を見出していかななくてはならないと思っている。

(雨宮理事長) いつもこの小規模法人に関するテーマを伺うが、小規模についてどの範囲を小規模とするかという基準が作れなかったことが、会計研究会の問題点だった。誰のための会計か、誰に対して公益法人の内容を示すのかということに視点が置かれていなかった。公認会計士の方が分かればいいという風になっているのではないかと感じている。貴重なご意見に御礼申し上げます。ほとんど仰るとおりであり、一部少し異論はあるがそのとおりである。

⑮ その他報告(長沼理事)

報告によると、次回理事会は12月13日午後3時より、仏教伝道センターにて開催予定である。また、団体保険制度について内閣府に変更認定申請していたところ、6月11日答申があり、16日にそれが公示された。

以上をもって議案の審議等を終了したので、12時9分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和3年9月29日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちず子